

## 金沢大学大学院医薬保健学総合研究科創薬科学専攻及び薬学専攻研究生細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、金沢大学大学院医薬保健学総合研究科規程第23条第2項の規定に基づき、金沢大学大学院医薬保健学総合研究科創薬科学専攻及び薬学専攻の研究生（国費外国人留学生を除く）に関し必要な事項を定める。

### (入学資格)

第2条 博士前期課程の研究生として入学することのできる者は、金沢大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第9条第1項各号のいずれか又は第3項に該当する者とする。

2 博士後期課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第11条各号のいずれかに該当する者とする。

3 博士課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第10条第1項各号のいずれか又は第2項に該当する者とする。

### (出願手続)

第3条 研究生として入学を志願する者は、次に掲げる書類を研究科長に提出し願い出なければならない。

- (1) 研究生入学願書（別紙様式第1）
- (2) 履歴書（別紙様式第2）
- (3) 研究生受入承諾書（別紙様式第3）
- (4) 検定料振込金証明書
- (5) 最終学校等の卒業・修了証明書、または、その見込証明書
- (6) 最終学校等の学業成績証明書
- (7) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書（別紙様式第4）
- (8) 外国人にあつては、パスポートの写し
- (9) 日本に居住している外国人にあつては、在留カードの写し又は外国人登録証明書の写し
- (10) その他研究科が指定する書類

### (選考方法等)

第4条 入学志願者については、書類審査等により薬学系領域委員会（以下、「委員会」という。）が選考し、合否を決定する。

### (入学手続)

第5条 前条の選考に合格した者は、指定された期限までに、入学料を納付しなければならない。

2 研究科長は、前項の入学手続を行った者に入学を許可する。

(研究期間)

第6条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、研究科長の許可を得たときは、研究期間を延長することができる。

(研究期間の延長)

第7条 研究期間の延長を志願する者は、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 研究生期間延長願（別紙様式第5）
- (2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書（別紙様式第6）
- (3) 日本に居住している外国人にあつては、在留カードの写し又は外国人登録証明書の写し
- (4) その他研究科が指定する書類

(研究指導)

第8条 研究生には、その研究課題に応じて研究科長が指導教員を指定する。

(証明書)

第9条 研究生であつた者が請求したときは、研究期間、研究課題等について証明書を交付することができる。

(授業料)

第10条 研究生は、指定された期限までに授業料を納付しなければならない。

(検定料、入学料、授業料の額等)

第11条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、大学院学則第45条第1項に定める額とする。

2 納付した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。

(学則等の準用)

第12条 この細則に定めるもののほか、研究生について必要な事項は金沢大学学則、大学院学則、金沢大学大学院医薬保健学総合研究科規程等を準用する。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この細則は、令和3年4月1日から施行する。